

合計残高試算表の「仮受消費税」と消費税申告書の「消費税」は、根本的な違いがあるため一致しないものになります。

合計残高試算表の消費税額

会計上の計算にもとづき集計されます。

登録された伝票について、科目ごとに金額を足していきます。

伝票から自動計算された 仮受消費税の合計金額



消費税申告書の消費税額

消費税法の計算にもとづき、集計されます。

登録された伝票について、税区分ごとに足していき、そこから「課税標準額」等を求めます。

具体的には、税区分で集計したものから本体価格を求めます。その結果の1,000円未満を切り捨てし、「課税標準額」を求めます。課税標準額の7.8%分(国税分)が消費税申告書の消費税額となります。

税区分(一般売上) $imes rac{100}{110}$ 例:売上に関する税区分



注 意

軽減税率(8%)や経過措置(8%)の伝票がある場合は、それぞれで計算され合算されます。

参 考

消費税率ごとの国税と地方消費税の税率は以下のとおりです。

消費税率	国税	地方消費税
10%	7.8 %	2.2 %
8%(軽)	6. 24%	1. 76%
8%	6.3 %	1.7 %
5%	4 %	1 %
3%	3 %	-

〇具体例

≪合計残高試算表≫

売上高 : 500,888 仮受消費税: 50,088

≪消費税申告書≫

課税標準額: (500,888+50,088)×100/110=500,887 ←1,000未満切り捨て

⇒500, 000

消費税額 : 500,000×7.8/100=39,000

参 考

消費税申告書の集計結果を追跡するには、画面上の金額をダブルクリックすることで、消費税計算書の画面にジャンプし、内訳の内容を確認できます。